

奥四万十高知貸切バス助成金交付要領

第1条(趣旨)

この要領は、奥四万十高知貸切バス助成金(以下「助成金」という)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条(事業目的及び助成事業者)

一般社団法人奥四万十高知(以下「奥四万十高知」という)は、奥四万十エリア(須崎市・津野町・梶原町・中土佐町・四万十町)の観光資源の活用と、教育旅行を含めた団体旅行の誘致を図るため、旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定に基づく登録を受けている旅行者(以下「申請者」という)に対し、貸切バスを利用する企画旅行(募集型及び受注型)の実施に必要な費用の一部を事業予算の範囲内で助成する。

第3条(助成対象)

助成対象は、以下の各号の要件を満たし、あらかじめ奥四万十高知に助成金を申請し、代表理事が承認した団体を対象とする。

(1)以下の条件を満たす貸切バスを利用する企画旅行(募集型及び受注型)であること。

※修学旅行等の教育旅行も含む。

(2)4月1日から翌年3月31日までの期間内で実施されること。

(3)15名以上の団体であること。(添乗員・乗務員は除く)

(4)国、地方自治体を実施する会議、研修ではないこと。

(5)コンベンション(大会・会議・セミナー・シンポジウム)及び宗教活動、政治活動を目的とした団体ではないこと。

(6)奥四万十エリア5市町(須崎市・津野町・梶原町・中土佐町・四万十町)内で、3箇所以上の宿泊施設、立寄施設※(観光、飲食など)を利用すること。

※道の駅等の物産施設では、30分以上の滞在時間要

第4条(助成額)

助成額及び助成限度額は、以下のとおりとする。

(1)宿泊ありの場合：貸切バス1台あたり 50,000円

(2)宿泊なしの場合：貸切バス1台あたり 30,000円

(3)1事業者あたりの助成限度額は、300,000円とする。

(4)先着順の受付とし、予算の上限額に達し次第交付を終了する。

第5条(助成金交付の申請)

申請者は、助成金の交付を受けようとするときは、旅行出発日の10日前までに助成金申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、奥四万十高知代表理事(以下「代表理事」という)に提出しなければならない。

尚、年度内の申請期限は、1月末までとする。

第6条(助成金の交付の決定)

代表理事は、申請者より、助成金の交付の申請があった場合においては、当該申請の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、助成金の交付を決定し、その内容を助成金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

第7条(変更・中止の届出)

申請者は、助成金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに助成金変更・中止届出書(様式第3号)を代表理事に提出し、承認を得なければならない。

- (1)交付申請の記載内容に変更が生じたとき。
- (2)当該旅行を中止したとき。

第8条(実績報告)

申請者は、旅行終了日から起算して20日以内に、実績報告書(様式第4号)に関係書類を添えて代表理事に提出しなければならない。

第9条(助成金額の決定)

奥四万十高知は、前条の規定により実績報告書を受領した場合においては、その内容の審査及び必要に応じて行う調査等により、交付すべき助成金の額を確定し、速やかに助成金を交付するものとする。

第10条(決定の取消)

代表理事は、助成金の交付の決定後または確定後において、申請若しくは報告の内容に虚偽や不正が認められるときは、当該助成金の交付の決定を取消することができる。

前条の規定により、助成金の交付決定を取消したときは、助成金交付決定取消通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

第11条(助成金の返還)

代表理事は、交付決定を取消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第12条(事業の終了)

助成金の交付決定額が当該年度の事業予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

第13条(その他)

この要領に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。